

電気需給約款【OG動力プラン】 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>1 適用</p> <p>(1) この電気需給約款【OG動力プラン】（以下「本約款」といいます。）は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたもの<u>です。</u></p> <p><u>(2) 本約款は、本約款実施の際、現に電気需給約款【OG動力プラン】（平成30年12月1日実施）の適用を受けている場合に適用いたします。</u></p> <p><u>(3) 本約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。</u></p>	<p>1 適用</p> <p>(1) この電気需給約款【OG動力プラン】（以下「本約款」といいます。）は、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して当社が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたもの<u>であり、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。</u></p> <p><u>(2) 本約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。</u></p>	<p>変更</p> <p>追加</p> <p>変更</p>
<p>附 則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、<u>平成31年3月1日</u>から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、<u>平成30年12月1日</u>から実施いたします。</p>	<p>変更</p>